

質問
一般

町政を問う

江山が聞きたい!



一般質問を9月11日、12日に行いました。一般質問は、議員が町の行政全般にわたつて理事者に対して、事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めるまたは疑問を質すために行います。

広陵町議会は、通告制（質問内容をあらかじめ議長に提出する。）を採用し、議員、一時間の持ち時間で、一質問につき、3回まで質問を行います。なお、質問内容及び答弁内容については、紙面の都合上、要約掲載となつておりますので、詳細については会議録をご覧ください。

会議録は、12月上旬に町役場及び町施設のサービスカウンターに配置し、広陵町ホームページに掲載する予定です。

※答弁者の「理事者」との記載は、町長、副町長、教育長、関係部長の発言を要約して掲載する場合に用いています。

民生委員のあり方について

八代基次 議員



問

民生委員の職務は「社会奉仕

の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会奉仕の増進に努めるものとする。」と民生委員法第1条で定められている。民生委員は、

法によつて基本的な役割や性格が定められており、ボランティアや市民活動と異なる。また児童福祉法に基づく児童委員でもあり、生活保護法に基づく法の執行の協力者である等々、その職務は広範囲であり、責任は誠に大きいものがある。その熱意、努力、責任感に尊敬の念を持つている。

(1) 私の意見に対する町長の見解は。(2) 民生委員法第10条に「給与は支給しない」と規定されているが、職務活動の際の費用は法により禁止されていません。本町の現状は。(3) 同法26条に民生委員の指導訓練費は都道府県が負担するとある。

町の活動等に対する負担は。

(4) 民生委員の職務は多岐にわたり、活動費も相当額あると思料しますが、実質的には「0」に等しい。民生委員の善意に依存する時代は終わったと思うが、町は実質的な実費弁償を検討しては。

山村町長

(1) 民生委員の活動は

広範囲、多岐で、社会福祉協議会とも連携を持ち、社会福祉の精神で地域福祉の要としてのご活躍に感謝している。

(2) 同法の定めにより民生委員協議会を組織いただき、町は活動推進補助金として約267万円を活動の一助として補助し、そのうち担当地域

活動費として個々の活動費に対する費用弁償されている。

(3) 県からは一人年額58,200円の活動費と協議会に対して25万6,000円の活動推進費が支給されている。

(4) 以上の補助金については、年間の事業計画に基づきそれぞれの活動にお使いいただいている。全国的な状況については把握する方法がありま

せんが、近隣市町村では金額に多少の差はあるものの同様の取り扱いのようである。現状を精査し、状況に即した費用弁償のあり方について調査研究をしていく。